

所属名	事務事業名	ページ番号
市民税課	個人市民税課税事務	2
市民税課	法人市民税課税事務	3
市民税課	軽自動車税課税事務	4

令和5年度 事務事業実績報告シート

事務事業名	個人市民税課税事務	事業期間	昭和 25 ~ 年度
担当部署・係名	市民税課 個人市民税係	担当課長名	中村 誠
総合計画における位置づけ	政策	効果的・効率的で信頼される行政経営が行われているまち	
	施策	財政の健全性の確保	
	基本事業	適切な市税の賦課・収納	

1 事務事業の基本情報

事業概要・目的	賦課期日（毎年1月1日）現在において、佐賀市に居住する者及び市外居住者で佐賀市内に事業所等を有する者が課税対象。給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市県民税申告書及び確定申告書等の課税資料に基づき適正かつ公正な賦課を行うことを目的とする。 市民に均等に幅広く負担していただく「均等割」と、前年中の所得に応じて負担していただく「所得割」を合計し、納税通知書等を送付する。 また、納税義務者の転勤等、退職や就職等による徴収方法の変更処理を行う。				
事業の対象者	市内に住所を有する個人及び市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者				
根拠法令等	地方税法、佐賀市市税条例				
<b>決算額の推移（単位 千円） ※職員人件費は含まない</b>					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費総額	30,829	30,371	28,533		
うち佐賀市の負担額	30,829	30,371	28,533		

2 事業の活動実績

活動実績①					単位	
納税義務者数					人	
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績		
113,427	113,832	114,040				
活動実績②					単位	
申告勧奨後、申告した人の割合					%	
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績		
58	58	64				

3 活動実績の推移に関する分析及び今後の見込み

税に関する研修等の積極的な受講、課内研修を実施することで職員の税知識の向上を図り、適正かつ公正な課税に努める。また、国税連携やeLTAXの活用により給与支払報告書などの電子化を進めることで、事務の効率化を図る。国の電子申告の推進により、申告会場では市県民税申告のみ受付となるため、申告受付方法の見直しについて検討が必要。

令和5年度 事務事業実績報告シート

事務事業名	法人市民税課税事務	事業期間	昭和 25 ~ 年度
担当部署・係名	市民税課 諸税係	担当課長名	中村 誠
総合計画における位置づけ	政策	効果的・効率的で信頼される行政経営が行われているまち	
	施策	財政の健全性の確保	
	基本事業	適切な市税の賦課・収納	

1 事務事業の基本情報

事業概要・目的	市内に事業所又は事務所等を有する法人に対して、法人からの申告等に基づき法人市民税（法人税割・均等割）を課税する。 ○確定申告書等の審査 ○設立届等の審査 ○調査に基づく更正等の決定 ○未申告法人の調査等				
事業の対象者	市内に事業所等を有する法人				
根拠法令等	地方税法、佐賀市市税条例				
<b>決算額の推移（単位 千円） ※職員人件費は含まない</b>					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費総額	324	306	267		
うち佐賀市の負担額	324	306	267		

2 事業の活動実績

活動実績①					単位
法人数					社
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	
6,345	6,437	6,573			

活動実績②					単位
調定額（現年課税分）					万円
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	
265,103	293,643	283,232			

3 活動実績の推移に関する分析及び今後の見込み

地方消費税率引き上げによる地域間の税源偏在の拡大への対応として、法人住民税から国税である地方法人税（全額が地方交付税財源として再配分）への税源移譲が行われ、本市の法人税割の税率は14.7%→12.1%→8.4%と段階的な引き下げが生じている。

令和5年度 事務事業実績報告シート

事務事業名	軽自動車税課税事務	事業期間	昭和 33 ~ 年度
担当部署・係名	市民税課 諸税係	担当課長名	中村 誠
総合計画における位置づけ	政策	効果的・効率的で信頼される行政経営が行われているまち	
	施策	財政の健全性の確保	
	基本事業	適切な市税の賦課・収納	

1 事務事業の基本情報

事業概要・目的	賦課期日(4月1日)現在において、市内に軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して軽自動車税(種別割)を課税する。 ○申告受付(登録、廃車、名義変更など) ○納税通知書の送付 ○車検用納税証明書の交付				
事業の対象者	軽自動車等の所有者等				
根拠法令等	地方税法、佐賀市市税条例				
<b>決算額の推移(単位 千円) ※職員人件費は含まない</b>					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費総額	3,895	4,392	4,651		
うち佐賀市の負担額	3,895	4,392	4,651		

2 事業の活動実績

活動実績①					単位
軽自動車等課税台数					台
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	
100,097	100,428	100,921			

活動実績②					単位
調定額(現年課税分)					万円
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	
72,176	74,427	77,277			

3 活動実績の推移に関する分析及び今後の見込み

普通自動車より相対的に税率が低い軽自動車等の登録台数は年々微増傾向にある。  
 申告(登録)や納税証明手続きにおける全国的なワンストップサービス導入や納税手段の多様化への対応など、車両所有者等の利便性向上を図る取組が進んでいる。